

# 腐敗防止ポリシー

## (目的)

第1条 京阪神ビルディング株式会社(以下、「当社」という。)は、「信用を重んじ質を重視した経営を堅持して、お客様・株主・社員の信頼に応える」という経営理念のもと、事業活動を推進している。

当社が、今後とも高い倫理観をもって、腐敗行為および腐敗行為に加担する行為の防止を徹底し、取引先をはじめ、すべてのステークホルダーと公正で健全な関係を構築していくための指針として、本「腐敗防止ポリシー」(以下、「本ポリシー」という。)を定める。

## (法令の遵守)

第2条 当社は、事業を展開する国・地域で適用される、腐敗行為の防止に向けた法規制および国際条約を遵守する。

## (禁止行為)

第3条 当社は、役員および従業員等に対し、国内外を問わず、また、相手方が公務員またはこれに準ずる者であるか民間人であるかを問わず、直接・間接を問わず、腐敗行為および腐敗行為に加担する行為を禁止する。

なお、本ポリシーにおいて腐敗行為とは、贈収賄、横領、利益供与の強要、インサイダー取引、不正入札、不正会計、司法妨害、マネーロンダリング等の自己または第三者の職務上の権力や地位を乱用する行為をいう。

## (支払記録の管理)

第4条 当社は、業務遂行の過程で第三者に金銭その他の利益を提供した場合は、その内容を正確かつ遺漏なく会計帳簿に記帳すると共に、その根拠となる証憑を適切に保管する。

## (教育)

第5条 当社は、すべての事業活動において本ポリシーが適切に実践されるように、すべての役員および従業員等(契約社員、パートタイム、派遣社員を含む)に対し、贈収賄の禁止や内部通報制度の周知など腐敗防止に関する教育・研修を定期的を実施する。

## (違反等の処置)

第6条 役員または従業員等が本ポリシーに違反した場合は、社内規程等に基づき厳正に処分する。

(遵守体制)

第7条 社長は、本ポリシーを役員および従業員等に遵守させる責任を負う。

また、役員および従業員等は、本ポリシーに違反、またはそのおそれのある行為を発見した場合は、速やかに人事総務部長に報告する。

(適用範囲)

第8条 本ポリシーは、当社のすべての役員および従業員等に対して適用する。また、当社の事業活動に関わるすべてのステークホルダーに対しても、本ポリシーへの理解・協力を求める。

(位置づけ)

第9条 本ポリシーは、当社の経営理念および企業行動指針の定めを補完するものとする。

付 則

(改廃と見直し)

第10条 本ポリシーおよびその内容の改廃は当社のコンプライアンス委員会の承認を踏まえて、社長が決定する。

(実施期日)

第11条 本ポリシーは、2024年11月1日から実施する。

本ポリシーは、2025年11月1日から一部改定実施する。

以上